

令和6年7月4日会議概要

第1 日時

令和6年7月4日（木）午前9時20分から午前11時03分までの間

第2 出席者

増田委員長、在田委員、池坊委員、森委員、森田委員
警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、
警備部長、サイバー対策本部長、京都市警察部長、情報通信部長等
《書記 公安委員会補佐室室長、公安委員会補佐室室長補佐》

第3 議事の概要

1 委員報告

右京警察署山ノ内交番の視察及び右京警察署協議会の出席（6月27日）

委員から、「4月に増改築が完了した山ノ内交番を視察した。地域の活動に利用できるコミュニティスペースがあるなど、地域とより密着した新しいタイプの交番であると感じた。右京警察署協議会では、外国人が被害に遭ったり、交通マナーがわからない等の問題に関し、地域が関心をもって周りを見渡していくことが大切だという意見が出ていた。」旨、報告があった。

2 議題

(1) 第67回京都府警察柔道及び剣道大会の実施について

警務部長から、本年9月13日、亀岡運動公園体育館において、第67回京都府警察柔道及び剣道大会を実施する旨、報告があった。本大会から、柔道団体戦は、警察官採用後に柔道を始めた男性警察官を先鋒とするほか、女性警察官の柔道個人戦は、出場者の力量差を縮めることで、全選手に上位入賞の機会を与えて士気高揚を図るため、採用以前からの段位取得者と採用後に始めた者を分けて実施する旨、説明があった。

委員から、「組織風土整備の為にも大切な大会であり、細かな点を含めて改善しながら実施してもらっている。」旨、発言があった。

(2) 学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」新規登録者に対する防犯基礎講習会及び登録証交付式の実施について

生活安全部長から、本年7月7日と7月10日の2回に分けて、今年度の学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」新規登録者に対する基礎講習会を実施、講習会終了後の7月10日に登録証交付式を行う旨、報告があった。14大学、2専門学校に在籍する新規登録者57人を含め、登録者は119人となるが、その中から京都府警察官採用試験を受験している者もあり、今後も、防犯と警察官勸奨活動の観点からも活発で効果の上がる活動を実施していく旨、説明があった。

委員から、「全国に先駆けて設立されたロックモンキーズであるが、京都府警にとって非常に重要な組織であることは体感している。よろしく願います。」旨、発言があった。

(3) 京都市と連携した「特殊詐欺の発生しないまち京都 市民ぐるみ推進運動」の実施について

生活安全部長から、特殊詐欺被害が依然として深刻な状況である中で約6割が京都市内で発生している現状を踏まえ、各行政区の警察署と区役所がコラボをして特殊詐欺撲滅に向けた合同啓発活動「特殊詐欺の発生しないまち京都 市民ぐるみ推進運動」を実施する旨、報告があった。

もともと京都府警と京都市は平成26年7月締結した「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の協定に基づき様々な治安対策を講じているが、今回は本年12月までの間に、11行政区の中でそれぞれの行政区の情勢を踏まえた活動を実施するもので、1回目の7月10日は左京区内洛北阪急スクエアにおいて、川端警察署、下鴨警察署及び左京区役所、防犯ボランティアの方々、防犯広報大使として任命のアイドルグループ「きのほ。(kinopo)」等が参加してスタート式を行い、次回7月25日実施予定の上京警察署と上京区役所にたすきを渡す等、リレー方式で啓発活動を行っていくもので、引き続きあらゆる策を講じて、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の抑止活動を展開していく旨、説明があった。

委員から、「地道な活動が最終的な成果に結びつくタイミングは非常に難しいが、そうした地道な活動こそが地域の安心・安全につながるものだと実感しているので今後もよろしく願います。」旨、発言があった。

(4) 「令和6年夏の交通事故防止府民運動」の実施について

交通部長から、本年7月21日から同月30日までの間、実施される「令和6年夏の交通事故防止府民運動」に関し、運動重点等の報告があった。「はんなりと どうぞ・どうもで事故はなし」をスローガンに、期間中、自転車利用時のヘルメット着用促進、歩行者優先等の啓発活動のほか、飲酒運転取締りや信号機のない横断歩道における横断歩行者等妨害等違反の取締り活動を強化するもので、このような府民運動を契機として交通事故防止の徹底を図っていききたい旨、説明があった。

(5) 監察案件（1件）

首席監察官から、監察案件1件について報告があった。

3 個別決裁

(1) 沖縄県警察に対する京都府警察職員の特別派遣について

警備対策官から、警察法第60条第1項に基づく沖縄県公安委員会からの援助要求について説明があり、審議の上、部隊の特別派遣を決定した。

(2) 福島県警察に対する京都府警察職員の特別派遣について

警備対策官から、警察法第60条第1項に基づく福島県公安委員会からの援助要求について説明があり、審議の上、部隊の特別派遣を決定した。

(3) 公安委員会宛苦情について（意見・要望1件）

公安委員会補佐室室長補佐から、公安委員会宛の苦情等申出に関して、意見要望1件の報告があり、処理方針を決定した。

4 聴聞等

運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、11件の行政処分を審議した。

5 個別報告

当面の行事予定等について

公安委員会補佐室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。